

# 消防用設備保守点検業務仕様書

## 1 目的

本仕様書は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備の点検（以下「点検」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による非常用の照明装置、防火設備の定期点検（以下「定期点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

## 2 業務の対象

### (1) 所在地・構造等

- ① 木曽青峰高等学校丘の上キャンパス 木曽郡木曽町福島 1827-2  
RC 2 棟・SRC 5 棟ほか 地上 4 階（一部 5 階）ほか 建物延面積 16,257.55 m<sup>2</sup>
- ② 木曽青峰高等学校新開キャンパス 木曽郡木曽町新開 4236  
RC 1 棟・SRC1 棟 地上 2~4 階ほか 建物延面積 6,234.78 m<sup>2</sup>
- ③ 木曽青峰高等学校望岳寮 木曽郡木曽町福島 1887  
RC1 棟 地上 3 階 建物面積 1,398.78 m<sup>2</sup>
- ④ 木曽青峰高等学校関山宿舎 木曽郡木曽町福島 4682-1  
RC1 棟 地上 3 階 建物延面積 896.40 m<sup>2</sup>
- ⑤ 木曽青峰高等学校上道宿舎 木曽郡木曽町福島 5473-2  
RC1 棟 地上 2 階 建物延面積 469.52 m<sup>2</sup>

### (2) 設備等

別紙設備一覧のとおり

## 3 一般事項

- (1) 業務着手前に、業務日程、担当責任者、点検者一覧、資格を証する書類、仮設計画など具体的計画を記載した業務計画書を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 業務完了時に、業務実施記録及び不具合箇所をまとめた業務実施報告書を提出すること。
- (3) 業務における総合的企画、業務遂行管理、個人情報を取り扱う業務及び主たる点検業務を除く、業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について業務計画書に明示して委託者に提出するものとする。
- (4) 業務に関連する官公署等への手続き、報告等は受託者が負担・代行すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による自家用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備及び蓄電池設備等の非常電源の点検を行う場合は、委託者と協議のうえ電気主任技術者や防火管理者の立会いにより実施すること。
- (6) 施設運営の支障とならないよう、委託者と事前に点検の日程等について調整を行うこと。
- (7) 消火器を処分する場合は、廃消火器リサイクル回収窓口となっている特定窓口に取り取りを依頼するか、指定引取場所に持ち込むこと。
- (8) 業務に伴い個人情報を取り扱う場合には、その旨を申し出るとともに、委託者の指示するところにより「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(9) 作業時における注意事項

- ア 対象施設の敷地内に立ち入る際は、会社名、点検実施者名、点検開始時刻及び終了時刻（見込み）を委託者に伝えること。
- イ 作業時には、自社の制服（作業服）又は名札を着用のこと。また、施設利用者等に危険が及ばぬよう安全管理には万全を期すこと。
- ウ 高所での作業に際しては、ヘルメット・安全帯を着用する等、安全対策に十分配慮すること。
- エ 作業終了時には終了した旨を委託者に報告すること。

(10) 受託者の負担の範囲

ア 点検等機材

点検等に必要の工具、計測機器等の機材は、設備機器等に付属して設置しているものを除き、受託者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、委託者と協議のうえ決定する。

イ 損害賠償

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに委託者に報告し、その指示に従い修復すること。

また、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。

(11) 受託者の守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、成果物を委託者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。

(12) 資料の貸与

ア 委託者が保有する設計図書等の資料は無償にて貸与する。ただし、資料に損傷を与えた場合には、受託者が責任を持って修復すること。

イ 業務完了後は、資料を速やかに返却すること。

(13) 点検等結果の報告

点検等結果を記載した成果品を作成し、委託者へ点検等結果内容を報告すること。ただし、緊急性を要するものは適宜報告すること。

また、業務完了後においても不明箇所等が生じた場合は必要に応じて補足説明等の処置をとること。

(14) 中長期修繕・改修計画への助言

点検等結果に基づき、中長期修繕・改修計画の修繕項目及び実施時期の助言を行うものとし、中長期修繕・改修計画を今後策定予定である施設においては、必要と思われる修繕項目及び推奨する周期の助言を行うものとする。

## 4 消防用設備等の点検

- (1) 点検の基準は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」による。
- (2) 点検の期間及び点検の方法は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」による。

- (3) 点検の資格は「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。
- (4) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）の点検について
- ア 製造年から10年を経過した消火器（耐圧性能の点検を実施してから3年を経過していないものを除く。）については、委託者と協議すること。
  - イ 外形の点検において本体容器に腐食等が認められた場合は、対応について委託者と協議すること。
  - ウ 消火器の内部及び機能の点検に当たり、抜取り数及び放射試験の計画について委託者と協議のうえ決定すること。なお、放射試験をする場合は、薬剤の吸入その他の被害の恐れのある場所で行わないこと。
- (5) 本業務において、消防庁の定める「消防用設備等の点検要領」との照会その他必要に応じ、委託者の立ち会いを求める場合がある。

## 5 特記事項

- (1) 点検作業は平日の8時30分から17時00分までを原則とする。
- (2) 第一回目の点検期間は令和6年8月中（お盆期間中等、学校の休業日で本校の指定する日とし、別途打ち合わせる。）  
第二回目の点検は令和7年2月中とする。
- (3) 受託者は、機器点検及び総合点検の結果機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに委託者に通知し、委託者受託者協議の上、速やかに補修その他所要の処置を行う。また、消防用設備等に異常が生じ、委託者から受託者に通知した場合についても同様とする。
- (4) 委託業務遂行のための必要材料は原則として受託者の負担とする。ただし取替の必要な消耗品、設備の移設及び改修の費用は委託者の負担とする。
- (5) 機器及び総合点検結果については、毎年度木曾消防署長へ報告すること。
- (6) 受託者は、委託者が行う防災訓練に、履行期間中1回立ち会うものとする。
- (7) 受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡が取れる体制を整備し、連絡があった時は速やかに適切な処置を実施すること。
- ア 火災その他の事由により設備が作動した場合
  - イ 火災受信機等が異常・警報を発した場合
  - ウ 事故等により消防用設備に異常・支障が生じた場合

## 6 提出書類

- (1) 業務着手前
- ・ 着手届 ・ 担当技術者届 ・ 工程表 ・ 業務計画書（様式任意） 各1部
- (2) 業務完了時
- ・ 完了届 ・ 業務実施報告書（様式任意） ・ 点検記録写真（様式任意） 各1部
  - ・ 消防用設備等点検結果報告書 2部（法定様式）

※ 前期分の業務完了時において書類提出をする場合は、業務完了時の書式に「(前期分)」と追記して作成するものとする。